

大阪市水道事業管理規程第27号

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（<u>武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。</u>）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。</u>）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の規定は、令和5年9月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日前に支給すべき事由が生じたこの規程による改正前の大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程による新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当については、なお従前の例による。